

食品の自主回収報告制度実施要領

1 目的

この要領は、鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号、以下「条例」という。）により定められた「食品の自主回収の報告」の実施にあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 公表方法及び内容

条例に基づき生産者から自主回収情報に関する報告を受理した場合、県はホームページに次の自主回収情報を掲載する。

(1) 自主回収着手時の公表内容

- ア 着手報告書の受理年月日
- イ 食品の商品名等（名称、形態、容量、賞味(消費)期限、表示事項等）
- ウ 回収の理由
- エ 想定される健康への影響
- オ 生産者名及びその所在地
- カ 回収の方法
- キ 問合せ先

(2) 自主回収終了時の公表内容

着手時の公表内容に、次の内容が加わる。

- ア 自主回収終了報告が提出された旨
- イ 終了報告書の受理年月日

(3) 自主回収着手報告の取下げ時の公表内容

生産者は、自主回収着手報告を行い、回収を開始したものの、その後の調査で条例に基づく報告義務に当てはまらない場合には、取下げ手続きを行う。

県は、取下げ理由が合理的なものであると判断した場合に、取下げ届を受理し、次の内容を公表する。

- ア 自主回収着手報告が取下げられた旨
- イ 取下げ届の受理年月日及び着手報告の受理年月日
- ウ 食品の商品名等（名称、形態、容量、賞味(消費)期限、表示事項等）
- エ 自主回収着手報告の取下げ理由
- カ 生産者名及びその所在地
- キ 備考（取下げ情報の公表期間等）

(4) 行政命令等の対象となった時の公表内容

県は、自主回収着手報告後に食品衛生法に基づく行政命令等が行われ、当該命令等による回収が行われることになった場合は、本制度の適用を除外し、次の内容を公表する。

- ア 当該自主回収事例について食品衛生法に基づく行政命令等があった旨
- イ 行政命令等について保健所等が確認した日
- ウ 食品の商品名等（名称、形態、容量、賞味(消費)期限、表示事項等）
- エ 食品衛生法に基づく行政命令等があった理由
- オ 生産者名及びその所在地
- カ 備考（公表期間等）

3 公表期間

県は、ホームページに次のとおり掲載する。

- (1) 自主回収着手時
「自主回収着手報告書」を保健所が受理した後、速やかに掲載する。
- (2) 自主回収終了時
「自主回収終了報告書」を保健所が受理した日から14日間掲載する。
- (3) 自主回収着手報告の取下げ時
「自主回収取下げ届」を保健所が受理した後、速やかに掲載し、7日間経過後に削除する。
- (4) 行政命令等の対象となった時
行政命令等を行った旨を保健所が確認した後、速やかに掲載し、7日間経過後に削除する。

4 報道機関への発表

県は、現に健康への悪影響が発生している場合や、そのおそれが高い場合等、緊急に広く県民に事実を周知する必要がある場合、報道機関への発表を行うことがある。

5 他の自治体への情報提供

県は、流通先など関係自治体へ自主回収の情報を提供する。

6 国への情報提供

食品衛生法等の関係法令に基づき国への情報提供が必要と認められる場合、国の関係機関（厚生労働省、消費者庁等）に情報提供する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。